

議事日程(第5号)

令和4年12月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第61号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第2 議案第62号 高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第63号 高鍋町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第5 議案第64号 高鍋町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第67号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第68号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第69号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 同意第4号 副町長の選任について
- 日程第11 同意第5号 固定資産評価員の選任について
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第61号 高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について
- 日程第2 議案第62号 高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第63号 高鍋町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第5 議案第64号 高鍋町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第7 議案第67号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第68号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第69号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 同意第4号 副町長の選任について
- 日程第11 同意第5号 固定資産評価員の選任について

日程第12 議員派遣の件

日程第13 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第14 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第15 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（13名）

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	田中 義基君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	13番	松岡 信博君
14番	緒方 直樹君	15番	古川 誠君
16番	永友 良和君		

欠席議員（1名）

12番 檜原 富子君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 井戸川 隆君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	教育長	島埜内 遵君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	飯干 雄司君	建設管理課長	吉田 聖彦君
農業政策課長	濱本 明俊君	農業委員会事務局長	杉 英樹君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			鳥井 和昭君
町民生活課長	鳥取 和弘君	健康保険課長	山下 美穂君
福祉課長	杉田 将也君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	渡部 忠士君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	岩佐 康司君		

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） 1番。日高正則。

おはようございます。

令和4年第4回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案が提案されましたので、12月20日午後2時55分より第3会議室におきまして、議会運営委員1名欠席の5名出席、議長・副議長はオブザーバーとして出席、執行部より総務課長、議会事務局より日程説明のため事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催しましたので御報告いたします。

今回の、追加提案されます案件は、同意第4号副町長の選任について及び同意第5号固定資産評価員の選任についての合計2件であります。

執行部から説明を受け質疑を求めましたが、特に質疑はなく、出席議員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり2件の議案を追加し、お手元にお配りしました日程で議事を進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、2件の議案を日程第9の次に追加し、議事を進めます。

日程第1. 議案第61号

日程第2. 議案第62号

日程第3. 議案第63号

日程第4. 議案第65号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定についてから日程第4、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）まで、以上4件を議題といたします。

本4件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 8番。おはようございます。

新議員体制となりまして、初めての議会の初めての常任委員会審査報告でございます。新人議員もおられますので、今回は特に可能な限り丁寧な報告をさせていただきますので、少々長くはなりますが御容赦いただきたいと思っております。

令和4年第4回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、議案第63号

高鍋町個人情報保護法施行条例の制定について、そして議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）の、関係部分についての3件でございます。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に行わせていただきます。

審査日程は12月14日から16日までの3日間、14、15両日は委員7名全員出席、16日は1名欠席の6名出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

執行部から事前に提出されていた詳細資料を基に説明を受けた後、委員よりは多くの質疑をさせていただきました。

まず、議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、健康保険課から説明を受けました。

持田地区高齢者福祉センターは、平成21年度に開設され、平成22年度から24年度の3か年度以降令和4年度まで5か年度ごとに、持田地区まちづくり協議会を指定管理者として指定してきたが、今年度末で指定期間が満了となるに当たり、候補者として選定された同協議会を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるものとの説明がありました。

委員より、ほかに指定管理者の名のりなどはなかったのかとの質疑に、最初の指定管理導入の際には公募をかけたが応募はなかった。現在の管理者は地域の活性化を担っている団体であり、その拠点となるようにこの施設を使っただけのよう、その後は公募をせずに、非公募の選定でこれまでに至っているとの答弁でした。

また、この施設の利用は持田地区限定のものなのか、高齢者でない者の利用も可能かとの質疑に、地域限定というのではなく、どなたでも利用できるが、高齢者以外の方の利用については、条例規定の所定の料金を頂くことになると答弁がありました。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号高鍋町個人情報保護法施行条例の制定について、総務課から説明を受けました。

国がデジタル庁を創設した。デジタル社会の形成に関する施策推進の方針が示され、公的部門で取り扱うデータが増大し、また、官民や地域の枠を超えたデータの利活用が活発化しているが、それぞれの機関でのデータ流通に関する法律上のルールが異なっており、それを是正する必要がある。そこで、個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体の個人情報保護制度についても、国、行政法人、民間の個人情報の取扱いと併せて、同一の法の規律によって、全国的な共通ルールとして規定されることとなった。

今回、現行の条例を廃止し、個人情報保護法により許される範囲内で必要な事項を規定した、新たなこの条例を制定するものだ。

条例規定の主な事項として、保護法では開示請求等手数料を300円と規定しているが、従前どおり引き続き手数料は無料としている。

また、開示請求等に係る審査請求の諮問機関を、新富町が所管する西都児湯情報公開・個人情報保護審査会と規定した。開示請求等の決定期限も、基礎日数を短縮し、15日以内としているとの説明がありました。

質疑に入り、委員から、情報公開と個人情報保護とは表裏一体、二本の柱であると言われるが、今回の個人情報保護法の改正の絡みで、情報公開の制度の改正とか、一元化とかの国の方針なども考えられるのかとの質疑に、現時点では統一とかの話は聞いていないとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論を求めましたが討論はなく、議案第63号高鍋町個人情報保護法施行条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）の関係部分についてです。

まず、財政経営課から。

歳入について、ふるさとづくり基金の繰入れは、高鍋町ふるさとづくり基金条例の目的に沿った事業に充てるため、配付してありました説明資料に記載の事業に充てているもので、財政調整基金繰入金については本補正予算調整に伴い必要となる金額を、この財政調整基金から繰り入れるものとの説明がありました。

なお、このふるさとづくり基金からの充当事業は、全てコロナ交付金の対象事業なので、交付金が入り次第そちらに振り替えることになるとの説明でした。

歳出について、総務管理費、財政管理費は、決算統計に関する国への調査報告項目が増加、変更となったため、財務会計システムを変更する必要があることによる委託料の補正、また、庁舎等に係る電気料金が高騰により不足する見込みのため、庁舎管理費の光熱水費を増加させてもらったとの説明でした。

委員より、システム改修の経費について、国からの補助等はないのかの質疑に、国による調査に係る費用なので、特交の対象になるとの答弁がありました。

また、債務負担行為全件について、それぞれの項目の件数と金額等の内容の分かる資料を——皆さんお渡ししたと思いますが、提出していただけるように委員会として要請をしました。

次に、町民生活課から。

歳出のみですが、まず、環境衛生費、役務費の小丸川水系水質検査手数料について、8月と2月の年2回、19か所について水質検査を行っているが、その検査に使用する試薬等、いわゆる薬剤の価格高騰などの影響により増額補正するもの、また、衛生費、一般廃棄物最終処分場費、需用費について、台風14号の影響によるものだが、門扉の滑車部分やフレームにゆがみが生じ、入り口がきっちりと完全には閉まらない状態になっている。管理上問題があるため、修繕を行うものとの説明でした。

同じく、一般廃棄物最終処分場ろ過原水放流ポンプ等取替えについて、台風14号の後、2基あるうちの1基のポンプと、そのポンプを起動させるためのスイッチが正常に作動し

ない状態となっているため、修繕を行うものとのことです。

現在は、委託している業者により、もう1基あるポンプとスイッチを手動で作動させ運用を行っている状態だが、こちらのポンプも故障してしまった場合に処分場の水処理ができなくなることから、早急に修繕を行う必要が出てきたものとの説明でした。

そのほか、蚊口墓地倒木撤去の費用の説明もありました。

委員から、最終処分場の門扉は設置されて何年か、また、ポンプの耐用年数はの質疑について、門扉は設置後約25年、ポンプの耐用年数は通常五、六年だが、ここは交互に動かしているの、十数年くらいは使用できると判断していると答弁。

また、門扉は台風被害によるものとのことだが、保険対応はないのかとの質疑に、調査をしたが対象にならないものだったとの答弁がございました。

次に、税務課から1点。

滞納整理システムについて、債務負担行為の説明がありました。サーバー機器の保守対応期間が切れるため、令和5年度より新たな滞納整理システムについてリース契約を締結する必要があることから、今回、債務負担行為の設定をさせてもらったとの説明でした。

委員より、新たなリースということだが、全てのものが値上がりをしている状況で、この負担行為額では不足してくるということなどは、発生したりしないかという質疑に対し、一応金額的には上がる予定はないが、若干の上積みをしたこの負担行為額を上限額として、この範囲で対応できると判断していると答弁がありました。

次に、地域政策課総合政策係分です。

「お知らせたかなべ」の用紙代の16%増の価格変更により、増額補正するものとの説明がありました。

債務負担行為の個別の案件報告がされ、また、今回の債務負担行為については令和5年度分の追加のみのため、関連する歳入歳出予算に関する補正はないとの説明がありました。

説明を終え、質疑に入り、委員から「お知らせたかなべ」の印刷枚数と現在の配付戸数はとの質疑に、印刷は9,000部、配付は8,697世帯との答弁でした。

次に、健康保険課から。

まず、今回の補正は、コロナ禍において物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減を図るため、介護事業所等及び医療機関等に対する支援を目的とした物価高騰対策支援事業補助金、そして、出産・子育て応援事業に係る費用、そのほか感染症予防事業の令和3年度事業費確定に伴う国への返還金、健康づくりセンターの修繕料などを計上したものとの説明がありました。

科目単位の詳細な説明に入り、介護保険事業所41事業所分として453万円を計上している社会福祉総務費と、医療機関等52事業所対象分として583万円を計上している保健衛生総務費は、ともに新型コロナウイルス感染症対策費として、県の医療福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業のスキームを活用して、その支給額の2分の1を町が支給するもの。

また、出産・子育て応援事業費は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を目的に、妊婦・子育て家庭に寄り添う相談支援事業——伴走型相談支援といいますが——と、経済的支援、出産・子育て応援ギフトの2つの取組を一体として実施するもので、妊娠届出時、それから出生届出後にそれぞれ5万円、合計10万円相当の経済的支援を行う事業で、140人分の1,400万円の計上。支給対象者は、令和4年4月以降に出産された方が対象との説明がありました。

質疑に入り、委員からの子育て応援事業140人分とあるが、近年の出生数はどのくらいとの質疑に、随分と減っていて130名前後との答弁。

また、その事業のアンケートとはの質疑に、国は、伴走型相談支援の取組の一つとして、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の計3回面談を想定しており、その際、アンケートをお願いし、妊婦や子育て家庭に対し、出産や子育てに対する不安や心配事がないか、現在の体調などの把握をさせてもらうために活用する予定との答弁でした。

また、修理がされる健康づくりセンターのトイレは、いつ設置されたものだったかとの質疑に、平成16年なので18年以上経過している。保証も2年間だけだったとの答えでした。

次に、福祉課から。

健康保険課からの説明にもあったように、物価高騰対策支援事業補助金は、医療、福祉分野における物価高騰対策として、光熱水費やガソリン代等の高騰による影響を受けている医療機関や社会福祉施設等に対し、支援金を支給するものだが、健康保険課同様、県の取り組むこの事業スキームを用いて、障害福祉サービス事業所・施設等24事業所と教育・保育施設9園を対象に支援を実施するもの。

財源は、財政経営課からも説明がありましたが、基金繰入金としておりますが、最終的には、県と同様に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定とのことでした。

なお、県が実施するこの医療福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業は、県独自の事業であり、それに合わせて県内市町村が全て一律に行うものではないとの説明もありました。

そのほか、令和3年度事業実績による補助金の返還金や、令和4年度子ども・子育て事業費の委託料の支出見込みによる増額補正、国、県補助金の返還金等の計上説明がありました。

説明が終わり、質疑に入り、委員から会計検査による返還金が発生したのは高鍋町だけなのかという質疑に対し、令和3年度の会計検査で平成30年度、令和元年度分事業費について、交付金が過大に算定されていたことから返還が求められたもので、それを受けて、令和2年度分も町独自に会計検査の基準にのっとり精査をしたところ、やはり過大な部分があったので、国に報告をし、今回返還をするもの。

この放課後児童支援員の配置について、全国的に点検しようとする指摘を受けたもので、ほかの自治体も自主的に返還があるかもしれないが、把握はしていないとの答弁でした。

また、委員より、国の補助金等による私立と町立保育園の財源の違いは、なぜつけられているのかとの質疑に、国の言い分では、民間の保育園は国、県、市町村で財源負担をし、公立については三位一体での税源移譲により一般財源化され、地方交付税で賄うことになっているとの答弁でした。

また、私立保育園の委託料が不足しているが、見込みが甘かったのかとの質疑に、毎年、前年度実績を踏まえて積算するのだが、今年度は入所者数が月平均で12名ほど多くなっており、そのために不足している。毎年把握が難しいのだが、無償化になったことで、年々、年齢の低い子どもも預けられる傾向があるとの答弁がありました。

また、委員より、会計検査による国への返還分について、以前、放課後児童クラブに返還を求めるとの報告があったと思うがとの質疑に、国、県への返還額が固まり、その旨、先月11月にクラブには報告をした。必要であった人件費等も考慮して、国、県への返還額との相違等を精査してクラブにお示し説明して、理解を得たいと考えているとの答弁でございました。

次に、総務課から。

歳入は、秋月家13代当主の孫に当たる武見敬三氏からの一般寄附金10万円で、10月16日に受領している。

歳出については、令和4年10月から、共済組合の被用者保険の適用対象である非常勤職員について、短期給付及び福祉事業が適用になり、共済組合負担金の調整が必要になったこと、郵便料金の予算不足額補正、会計年度任用職員の、産前産後休暇の有給化による報酬の増額補正などの説明がありました。

また、緊急時の消防自動車運転のための中型自動車運転資格取得補助金、小並地区の民有地にある防火水槽撤去工事費と、避難所における新型コロナウイルス感染症対策のため、パーティション360枚の購入費用の補正、その他消耗品、備品購入予算補正等が説明されました。

質疑に入り、委員から、防火水槽の撤去とあるが、消火のための水利の確保はどうかに対し、消火栓の増設ができるように検討しているとの答弁。

委員の意見として、大規模な火災では消火栓は十分に使えないことから、全国的に、防火水槽を増やそうという動きがあることを承知してほしいとのことでした。

委員から、購入するパーティションマット配置予定以外の施設への配置はどう考えるかの質疑に、防災計画上、町内に避難施設が15か所あり収容人員約6,500人を想定している。コロナ対策での間隙を取ることを考慮しても、2,170名分の1,085区画の確保が必要だ。今回3施設に60区画を配置するが、段ボールパーティションを100、それからテントを57個備蓄しているので、残り約900区画ほど必要と考えているとの答弁がありました。

被用者保険適用の非常勤職員の範囲はの質疑に、対象者は原則週20時間以上勤務の職員等が対象となること、また、準中型以上の免許が必要な消防車の台数はの質疑に、中型が1台、準中型が4台との答弁、その免許取得について交通費とか、手出しなのかとの質疑に、費用弁償で手当てはしていると答弁、また、強制的に取得に行けと言われた場合の自己負担が厳しいのではないかに対して、現在4分の3の補助だが、補助率について近隣の市町村等を考慮し検討するとの答弁がありました。

最後に議会事務局です。

「議会だより」印刷製本と、会議録編集業務の債務負担行為の説明がありました。

質疑に入り、委員から「議会だより」の印刷製本について、紙代が上がってきていると思うがその点を考慮してあるのか、また、これまで「議会だより」の全面カラーの要求が出ていたが対応はいかがかとの質疑に、紙代上昇について単価を精査し、数値を計上して限度額としている。また、全面カラーとした場合の単価がどんなものかを確認した上で、財務負担も考慮しつつ検討してみたいとの答弁でした。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）の関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号高鍋町個人情報保護法施行条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 事前に提出しておりますので、報告の中にその中の幾つかは入っておりましたので、その分は割愛したいと思います。あとは何か所かちょっと残っておりますので、その部分だけを質疑させていただきたいと思います。

子どものための教育・保育給付金というのがありますが、国の要綱そして及び各地で今起きている保育園での虐待事案に係る調査はしないのかどうかという、確認はされたのでしょうか。

そして、武見様からの寄附金について、墓地管理について使ってほしいということなどが出なかったのか、要望はなかったのか。文教産業建設常任委員会の中で、秋月墓地の管

理に関しての立札が欲しいとかそういうこともありましたもので、これは再度確認させていただきたいと思います。

プリンター用の消耗品などが予測できなかった理由は、何なのか。

それから、消防団員の免許取得に係る経費のことで、先ほど説明がありました。しかし検討するということが執行部からあったということですが、以前も同じことがあったんですね。だからそのときにはやはり全額支出することが望ましいということをお願いしているんです。そしてそのときも、本当ですよ。結局、その免許証を自分で使うことはなかなかない。やっぱり消防団の出動の際に使ったりしていく状況から考えれば、どうしても消防団員に無理をお願いして、今でも協力をしていただいているのに、やはり負担をかけさせるのは申し訳ないんじゃないかということで、以前に、こういうふうな、質疑というか、そのときも検討するということでお話が上がっておりますが、それがなぜ検討されなかったのかということ、質疑が出なかったのかどうか——多分、質疑は出なかったと思うんですけども、ただそういうところをちょっと確認してほしいなというふうには思います。

防火用水撤去に関して、町全体であと何基残されており、先ほど委員のほうから全国的に防火用水については設置する必要があるということが、委員のほうから出されたようなんですけども、また、不必要だと判断しているのか——これから、水漏れをしているのかどうかという調査も多分されると思うんですが、そのところをどういうふうに審査をされたのか、審議をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 委員長。

まず、子どものための教育・保育給付金の絡みだろうと思いますが、まず、虐待事案の報道があって、国から12月7日に保育所等における虐待等に関する対応についての通知が出されたそうで、各施設にそれを周知したということでございました。

それから、虐待の防止、またそういう疑える事案が発生した場合の対応については、国の対応手引、それからチェックリストなどを用いて、未然防止や点検をお願いしたところだそうでございます。

本町では案件はないと認識しているが、という前置きで、実態調査について改めて国から指示があるというふうに認識をしていると聞いていますので、そういうふうにするというふうに思っております。

それと、武見様からの寄附なんですけれども、確かに昨日の一般質問にございました墓地等の標識とか整備とか、そういったものに関しての話が若干ありましたが、ただ、あくまでも寄附については何も指定はなかったということで、一般寄附ということで受け取ったというだけのことで、それ以降のことについては、ただ何度も頂いていますという話がありました。武見さんから。

それと、消防団員のことなんですけれども、確かに過去にも説明、こういう質疑を上げ

たときに、過去にも検討するという話をした部分があるということは聞いておりますし、その部分で前回のときも近隣の4分の3にしたときも、前回の近隣市町村の状況を判断した上で、そういうふうな決定をしたと。ただ、今、そういういろんな御意見等が上がっているから、そういう意味で、今回また再度近隣自治体に本人負担なしが多くなるというような状況があるということであれば、予算要求してみたいということでもございましたので、それ以上のことについては質疑はしておりませんでした。

プリンター用の消耗品に関してですけれども、電算室にあるやつだと思うんですけども、通知書、納付書等を印刷するプリンター、これが今年の5月の保守点検時に何か指摘を受けて、それまでそうは思わなかったらしいんですが、6月に交換をしたんだそうでございます。当時は、想定をしていなかったものだったということでもございました。そういう答弁がございました。

防火用水、これに関しましては、今回は私有地の所有者の要望なのであって、町として、政策的に防火用水は不要なので撤去していこうという計画があるものではないという答弁を頂いています。防火水槽は、今回撤去分を含んで55基あるそうなんですけれども、それについての廃止をするとか、撤去するというような考えはないということでもございました。

○議長（永友 良和） ほかに、7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今の、武見様からの寄附金についてということは、これは以前、高鍋町の議員と執行部のほうで御挨拶にお伺いしたときに、大原一三様の、もうお亡くなりになりましたけど、近くに武見様がいらっしゃるということで、やはり高鍋町出身の秋月家の縁故者であるということで、毎年訪問をされていたようなんです。

その際に、島津家のお墓のお話をさせていただいて、やはりそれであれば高鍋町にもちゃんと寄附をすべきですねということをお願いさせていただいて、それからずっとしていただいていた部分もあるんですけども、以前は全国区で出ていらした関係もあって、なかなか武見様個人の名前でできないということもございましたけれども、今回、また改めてしていただいたということで非常に感謝をしているんです。

だから、お墓の状態とか、そのとき申し上げた状況があったもんですから、ぜひそういうお墓なんか、そういうのに整備に使っていただきたいということで、そのときは頂いた記憶がございますので——そのとき100万円頂いたんじゃないかなと思うんですが。だから、私としてはやはり秋月家の子孫であるということのを重く受け止めていきながら、私たちが寄附されたものに対して、どういった形で恩返しというかお礼ができるかということも考えていきながら、高鍋出身の偉い人はたくさんいらっしゃいますけれども、こうやって末代までしっかりと寄附をしていただくということは、なかなかあることではございませんので、できるだけ武見様の御意見なり要望があれば、その要望を、それをきちんとやったほうがよろしいんじゃないかなというふうに思いましたので、今からでも構わないと思うんですけども、やはりこの使い方についてはどうするのかということ、これは議論はなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

そして、防火用水撤去に関して、先ほど報告の中で、全国的に防火用水というのは増やしていくべきだという意見があったということ、委員長報告を聞いて、今、55基あるということなんですけれども、その55基をどうするのかという議論までなったのかどうか、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○総務厚生常任委員会委員長（田中 義基君） 委員長。

まず、武見様からの御寄附の件ですけれども、多分私も中村さんと一緒にお会いしたときだったのかなと思います、そのときに、確かにそういうお話をされた部分がありました。

今回について、武見様のほうの名前、肩書をあえて東京選出の参議院議員ということでは申し上げておりませんが、そういった内容で寄附がされたんだというのは、私は存じ上げておりました。ただ、今回の寄附10万円に関しましての分は、あくまでも一般寄附での受け取りということでしたので、そうですかということで、それ以上の質疑についてはなかったですね。

それから、防火水槽でしたね。

私が知っている範囲——これは議員の意見の中ではないんですが——私が知っている範囲では、もうちょっと防火水槽って多かったような——昔は——気がします。徐々に少なくなってきたのは分かっておりますが、ただ整備も随分されてきたらと思います。単なるため池ふうな防火水槽とか、水路を止めたような防火水槽とかいうのがありますが、そういったものを整備をされてきたというのは、十分私自身は知っておりますし、ただそういう面ではほかの委員会、委員の中では、こういう防火水槽について増やそうとか、そういった意見というのは出ませんでしたし、ただ委員からそういう意見が出ましたので、先ほどおっしゃった。これはぜひ、報告の中で上げておくべきだなという思いで上げさせてもらったものです。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（中村 末子君） 7番、中村末子。おはようございます。

令和4年第4回定例会において、文教産業建設常任委員会に付託された案件は、議案第62号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分についての2件であります。

審査は、新型コロナウイルス感染症関係でソーシャルディスタンスを保つため、第1会議室において、12月14日特別委員会終了後から16日の3日間、委員7名全員出席、担当課長、

ほか職員、要点筆記事務局1名参加のもと行いました。

なお、詳細な説明資料が配付されたことを報告しておきます。

報告は、審査日程表に従い行います。また、説明、質疑に関しては、一部割愛して報告させていただきたいと思えます。

まず、建設管理課から。

議案第62号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、使用料について、自動二輪車、自転車及び原動機付自転車については無料とし、自動車については、入庫したときから1時間は無料とするものであるとの説明がなされました。

委員より、自動車の無料化はできないのかとの質疑があり、現在の料金支払いに関するリースが令和6年9月までであるので、現行のままでいきたいとの説明がありました。

別の委員より、自動二輪については大型になるのもあるが、それについてはどうするのかとの質疑に対し、自動二輪という場合、全てが入るのではないのかとの質疑に対して、条例の第9条に使用の拒否という項目がありますので、それに対応したいとの答弁がございました。

質疑が終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分について。

まず、建設管理課より。

高鍋駅前駐車場等整備に関して、20台の駐車スペースを確保するために北側駐車場を整備すること、道路などの管理する上で樹木伐採したものを、上永谷の町所有の土場に仮置きしていたものを、処分を行うための委託を行うこと、小丸出口北側の排水路土手の竹などが繁茂しているために、伐採処理を行うこと、道路横に木などがはみ出し、大型車両通行に支障となっているものの伐採などや、公園管理では、小丸河畔運動公園などの樹木伐採などを予定、竹鳩橋両岸にある待機駐車スペースを広げるための工事などを計画していることの説明がありました。

町単独の災害復旧費に関しては、羽根田地区の道路のり面崩壊対応工事、竹鳩橋に台風により、木などの撤去に係る費用との説明がなされました。

繰越明許費については、町単独道路改良、委託が1路線、社会資本整備事業で行っている東光寺・鬼ヶ久保線、いわゆる坂本坂に代わる道路の路線のことです。

また、舞鶴公園中段から、遊具公園への道路舗装工事を予定がありますが、瓦等の史跡が出てきたことにより、繰越しをするものとの説明でした。

債務負担行為については、清掃、委託費の中に都市公園のトイレ清掃などの委託をはじめ13項目の説明がなされました。

委員より、河川維持工事はどのようなものかとの質疑に対し、ブッシュチョッパーで除草するとのことでした。

次に、地域政策課により、商工費などについて説明がなされました。

歳入では、蚊口浜の整備に使ってほしいと12万円の寄附があり、海水浴場にある駐輪場が台風14号で壊れたため、解体する費用の一部に充てるとの説明がありました。

新型コロナにおいて、資金繰りで借入れた利子補給をするための予算。

春季キャンプを5団体予定、スポーツキャンプ受入れの補助金を拠出するとの説明がありました。

委員より、キャンプ誘致は野球以外はないということですね、川南のグラウンドなどは整備されておりますがとの質疑に、高鍋での施設は限られており、現在のところ、例年通りの状況です、との答弁がありました。

農業政策課関係では、歳入はなく、台風14号で被害に遭われた園芸施設農家へ災害助成金を支払うもの、42戸の農家、106棟のハウスが受け、面積は734.5アールであり、処分する費用を10アール当たり1,500円の助成を行うとのことでした。

原油や物価高騰が続く、経営が逼迫している農畜産業に対して1戸当たり10万円の給付を行うとしたようです。条件としては、昨年度、販売実績が100万円以上の農業者とするとのことでした。727万3,596円の不用額となった理由は、令和3年10月から令和4年3月までの間に、燃油に関して補助するとし、予算を900万円準備したが、申請件数が予定していた180件から軽油39件、重油34件で104万8,899円、肥料55件66万6,505円となりました。農家の方が10月以前に肥料等の購入をされたこともあり、準備していた予算を大きく割り込んだことにより減額補正となったとの説明でありました。

温泉の源泉管理に関しては、スケール除去、いわゆる無機物が管に付着し、結晶したものに、管を交換すると説明がありました。

林業総務費では、備品購入費として、イノシシ、鹿などの捕獲を行う箱穴を2基購入し、食害から作物を守りたいとのことでした。

債務負担行為については、一括計上分を除き、鉱山保安業務委託、源泉保守点検業務委託についての説明がなされました。

委員より、認定農業者には年齢制限があるのかとの問いに、年齢制限はないとの答弁でした。

また、委員より宮崎特産野菜とは何かとの問いに、白菜、キャベツ、ズッキーニ、ニラ、バレイショとの答弁がありました。

委員より、捕獲したイノシシや鹿の処分はどうしているのかとの問いに、食べることでできるものについては、自家消費、あとは埋めて処分するとのことでした。

次に、社会教育課では、イベントの実施に併せて、カラーコピーの印刷の増加による手数料の増のほか、新型コロナウイルス感染症防止対策として、各施設に足踏み式の消毒スタンドの設置をはじめ、蚊口地区学習等供用施設トイレの改修などにより、非接触型で利用しやすい環境としていくとのことでした。

また、たかしんホールの作業室などの部屋を区切っている可動間仕切りが、不具合があり改修するための設計委託。図書館では機械室、倉庫を学習室など多目的利用できるように改修する設計委託。美術館のホール利用のためのパーティションを購入する、準備することの説明がなされました。

委員より、図書館の機械室と倉庫の改修により、何人くらい入れるのかとの質疑に、両方合わせて16畳のスペースしかない、また、耐震のための壁とかあるので、調査をしないと何とも言えないとの答弁でした。

なお、委員より、臨時交付金の範囲に入るのかとの問いに、そうであるとの答弁がありました。

次に、教育総務課では、消耗品の不足が見込まれること、県からの教員数に加えて、講師を7名、会計年度任用職員として雇用しているが、2名が年度途中で都合退職されたために、新たに2名雇用、通勤手当の不足による追加補正、電気代値上げによる不足分を補正、西中学校へ来年度から車椅子の生徒を迎えるために、段差解消のための整備を行うものとの説明がなされました。

各種大会出場交付金の追加補正、西小学校給食室のガス自動炊飯器の修繕に伴う追加補正、燃油高騰に伴う給食センターのボイラーの燃料費の追加補正であるとの説明がなされました。

委員より、校舎の新築予定はないのかとの質疑に対して、本来40年以上の建物については、建て替え基準となっていたが、文科省が令和3年に建て替えではなく、長寿命化に方針を切り替えたことにより、現在はその方向で動いているとの答弁でした。

キャリア教育について、出前講座をしたという実績は報告されたが、事業をした分についての委託としたらどうかとの質疑に、町内61業者、農業4件の協力を得て、高鍋町に就職していただきたいと、研究しているところであるとの答弁がありました。

また、中学生短期留学制度について、財源は3,000万円で、なくなったら終わりなのかの質疑に対して、現在はそうですとの説明がありました。

以上、審査は終了し、討論を求めたところ、債務負担行為のキャリア教育委託などについて、反対であるとの討論がなされました。

挙手により賛成を求めたところ、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第62号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）中、関係部分について

て質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。

議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定について賛成の討論を行います。

高鍋町まちづくり協議会へ管理を委託することについては要望があります。一番大切なことは、委託料をどのようにして、何に使い、思いをしっかりと形にさせていただきたいと思えます。高齢化する中で、若い人を取り込み、どんな持田地区にするのか、どんな利用の仕方がみんなのためになるのかを形にできることを期待して、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第61号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第61号高鍋町持田地区高齢者福祉センターの指定管理者指定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。

議案第62号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

駅前自動車駐車場については、できた当初から無料化を要望されてきました。自転車、原付、自動二輪等を無料とすることは、とてもよいことだと思います。できれば、町長が

美しい町と言われますが、駐輪、駐車については利用する人々がきれいに気持ちよく利用していただければ、本当にありがたいと思います。

今では、消費が当たり前でしたが、手入れした自転車に愛着を持ちながら、自転車に乗り、列車に乗り、いい学生生活、旅行であれば思い出の窓口として高鍋駅を愛していただきたいと思います。そのためには、自転車をきちんと並べ、誰の手も煩わせることなく、気持ちよい使い方を願っております。

ルールは、自分でつくり、守るものです。そのことが実践できる駅の顔になってほしいと願って賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第62号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第62号高鍋町自動車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号高鍋町個人情報保護法施行条例の制定について、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第63号高鍋町個人情報保護法施行条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。

議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）については、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

反対の理由は、教育総務課の債務負担行為その他施設等管理委託のキャリア教育支援センター設置運営業務委託費517万5,000円の補正については、反対といたします。

キャリア教育支援センターの事業は、事業者による出前講座が主となっています。しかし、近年のコロナ禍の状況において、事業が思うようにできないにもかかわらず、毎年450万円の委託料が払われています。

費用対効果を考え、実働した分だけの支払いにするべきと考えます。また、委託先は高鍋商工会議所なのに、商工会館の家賃をキャリア教育支援センターが毎月、約6万円も払っております。

教育委員会の家賃74万円を合わせると毎月80万円にもなっています。教育委員会が30年の契約で、2億6,700万円も払うのに、キャリア教育支援センターが委託料から年間70万円も払うのでは、家賃の二重払いになってしまいます。

教育委員会の執務室は、高い家賃で職員にとっては快適な職場環境になっています。それにもかかわらず、子どもたちが学ぶ学校校舎については、明確なビジョンもなく、あまりよい環境で学ばされているようには見えません。

幾ら国が公共施設の長寿命化を推進してるといっても、今後20年以上、また、生涯にわたり老朽化した古い校舎で、子どもたちを学ばせようとする高鍋町の行政姿勢はあまりにも情けないと思います。

黒木町長は、真に必要な予算として企業誘致を最優先にしております。そして、選択と集中という方針で、ここ六、七年間で企業誘致を目的に26億円もの投資をしました。

しかし、その資金も30年以上も回収できない状況が想定されます。その上、企業による固定資産の課税免除が繰り返されれば、地方交付税の交付金が減額され、高鍋町の財政がますます苦しくなることは明確です。

そのような無駄と思われる補助金や固定資産の課税免除など優遇措置政策をやめなければ、子どもたちや多くの町民にその負担やツケを回すことになってしまいます。今の高鍋町の財政状況では、学校校舎の新築など夢のまた夢です。行政運営のゆがみが子どもたちを犠牲にしているように感じてしまいます。

黒木町長は歴史と文教の城下町をうたっておられますが、このような状態で、ふるさと高鍋に誇りを持ち、子育てをしたいという人がいるのでしょうか。このまま、企業誘致に力を入れても、人口減少を加速させてしまうのではないかと心配いたします。

以上のことから、今回のキャリア教育支援センター委託料の債務負担行為は、高鍋町の無駄遣いを助長する一つの象徴的な事業であり、改めるべきと考えます。

よって、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）については、反対といたします。

以上です。

○議長（永友 良和） 松岡議員、今、反対討論は別に構わないんですが、途中から65号の補正予算の範囲を超えておりましたので、注意しておきます。

次に、賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。

議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について、賛成の立場で討論を行います。

債務負担行為のキャリア教育支援センターを商工会議所へ委託することに対して、どうも当初の目標どおりの運営が機能していないのではと考えます。委託する際は、委託の目的がしっかりと果たしているのかを確認する必要があることや、家賃などは、自らが引き受けている委託ですので、支払うことは不自然であります。

それだけでなく商工会議所は、30年間高鍋町の家賃で借入金の支払いをしているとまで言われているのですから、そういう言葉を払拭するためにも、明確な線引きを行う必要があると考えます。

中央公民館の可動式間仕切りについては、現在仕様をそのまま直すのではなく、新たな利用を模索して、パーティション方式にするなどの模索も必要だとは考えます。

一元的な考え方だけでなく、どうしたら町民に気持ちよく利用していただけるのかを考えることも一つの方法だと思います。

図書館の問題は、利用しやすく考えるのはよいと思いますが、一般質問でも提案されたように、いろんなところで本に触れ合える機会をつくるための工夫も必要ではないでしょうか。

今回の予算では、小丸出口の草刈りや様々な住民要望を形にできていると考えます。防災のためのパーティションなどについても、コロナ禍にあり、住民の災害時避難についての考え方も車などの考え方も多くなっているようです。基本的には、自治体は3日間避難ができるような準備をしなくてはなりません。

災害が起きないことを切に願いますが、訓練を怠らず、常に意識が持てる啓発活動もしていかなければなりません。災害により一人の命も失わないことを合い言葉に、住民と自治体が気持ちを一つにしなければなりません。マニュアルだけでなく、常に住民に寄り添える職員教育も大切だと思います。

コロナ禍にあり、町民生活課の方にボールペンのことをお願いしたら、消毒済みと別々に置くことが当たり前になりました。住民目線で、動ける職員を誇らしく感じます。まだまだ申し述べたいことはたくさんありますけれども、賛成する理由はありますが、以上の理由で賛成といたしたいと思います。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第65号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり、決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数と認めます。したがって、議案第65号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時06分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第5. 議案第64号

日程第6. 議案第66号

日程第7. 議案第67号

日程第8. 議案第68号

日程第9. 議案第69号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第64号高鍋町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第9、議案第69号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上5件を議題といたします。

本5件は、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、古川誠議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長（古川 誠君） 令和4年第4回定例会におきまして特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案は、議案第64号高鍋町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第66号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第67号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第68号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第69号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての5件です。

審査は12月13日、14日の2日間、第1会議室において、議長を除く13名の委員出席、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局2名、オブザーバーとして議長参加の下行いました。

なお、説明資料を基に詳細説明を受け、委員より質疑が多くありましたが、その一部を報告することを御了承ください。

それでは、審査の結果及び結果の報告について議案順に行います。

まず、議案第64号高鍋町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてです。

今回の条例制定の理由は、人口減少社会等による地方公共団体の経営環境の厳しさを踏まえ、公営企業の経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、総務省からの要請を踏まえて健全な経営を推進するための取組として、本町においては令和5年4月から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるために条例を制定するものです。

内容としましては、企業会計への移行方法として、地方公営企業法の規定の全部を適用

する全部適用と、財務規定等のみを適用する一部適用の2種類がありますが、経営状況と財務状況の明確化に主眼を置くことや、法的化後の事務負担等を考え、高鍋町では一部適用で事務運営を行うと説明を受け、質疑に入り、委員から今回の企業会計の運用は一部適用ということだが、今後は水道事業のように全部適用になることも考えてのことなのかとの質疑に、経営の中身が見える化し、資本や負債などを町民の皆さんに示し経営の明確化を行うことが目的で、そのために現在の単式簿記から複式簿記である企業会計へ移行するものなので、全部適用にすることは考えていないとの答弁でした。

その他委員から、条例の第6条の負担つき寄附または贈与の受領について詳しい説明をとの質疑や提案がありましたが、その件について時間をかけて審査したことを御報告いたします。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第64号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

今回の補正は、療養給付費、症病手当金に不足が見込まれることによる増額、その他償還金については令和3年度特別調整交付金の修正申請による返還金、その他2件の債務負担行為等の説明を受け、質疑に入り、委員から傷病手当金に不足が見込まれるということだが詳細な説明をとの質疑に、国保の加入者でコロナ感染症にかかれた方の休業期間の保障を行うもので、申請後過去3か月の給与から1日分の単価を計算し、休業期間の給与等の3分の2を保障するものとの答弁でした。

次に、委員から療養給付費が不足するとの見込みだが理由の説明をとの質疑に、今回の不足の原因は高額給付金の負担が増えたなどの理由ではなく、コロナで医療機関を受診していなかった方が受診するようになったことが原因ではないかとのことでした。

以上、質疑は終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第66号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

今回の補正の内容は、実績見込みにより後期高齢者医療保険料を増額補正するもので、同額を後期高齢者医療広域連合に歳出するものです。

質疑に入り質疑を求めましたが質疑はなく、討論を求めましたが討論はなく、議案第67号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は、令和3年度の消費税及び地方消費税額の確定に伴う増額、ここ最近の電力価格の上昇に伴う浄化センターの光熱水費です。

財源は、一般会計繰入金です。

質疑に入り質疑を求めましたが、質疑はなく討論を求めましたが討論はなく、議案第68号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は、歳入歳出の総額に変わりはなく、債務負担行為の限度額設定を行うもので、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託ほか10件です。

質疑に入り、まず委員から債務負担行為の事業内容の説明が求められ、10件の事業について丁寧な説明を受けました。

次に、委員から債務負担行為の限度額の算定基準はどの質疑にデイサービスと呼ばれる通所型サービス、訪問型サービス事業については介護保険の中にあるサービスの基準を参考に、さらに基準を緩和し安価でサービスが受けられるよう金額を設定、ノルディックウォーキングなど各教室に関しては、講師の拘束時間や道具の貸出し、AEDなどの必要物品などの準備等を考慮、また地域包括支援センターなど委託事業に関しましては、人件費や事務費を算定し、限度額を設定しているとの答弁でした。

以上、質疑は終了し討論を求めましたが討論はなく、議案第68号は賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、特別会計予算及び条例審査特別委員会に付託されました議案の報告を終わります。

○議長（永友 良和） 以上で、委員長報告を終わります。

質疑につきましては、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので、省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第64号高鍋町下水道事業の設置に関する条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり、決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第64号高鍋町下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第66号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから、議案第67号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第67号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第68号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第69号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、議案第69号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 同意第4号

○議長（永友 良和） 日程第10、同意第4号副町長の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第4号副町長の選任について提案理由を申し上げます。

前副町長の稲井義人氏が令和4年11月18日に御逝去され、現在副町長が欠けておりますことから、今回新たに小山圭一氏を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、就任につきましては、令和5年1月1日を予定しております。

本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。それでは、略歴を御説明いたします。

氏名、小山圭一、生年月日、昭和47年4月26日、50歳、現住所、宮崎市永楽町181の1サンライフ永楽101号室、最終学歴平成7年3月駒沢大学法学部卒業、職歴等、平成7年4月、宮崎県職員採用、宮崎県教育委員会教職員課、平成19年4月、県土整備部建築住宅課主査、平成22年4月、総務部行政経営課主査、平成26年4月、総合政策部総合交通課副主幹、平成29年4月、福祉保健部福祉保健課主幹（保護）、令和2年4月東京事務所課長（企業誘致）、令和4年4月、福祉保健部薬務対策課課長補佐で現在に至っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

本件は、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、

同意第4号を起立によって採決します。本件は、同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第4号副町長の選任につきましては、同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

.....
午前11時34分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

----- . ----- . -----
日程第11. 同意第5号

○議長（永友 良和） 日程第11、同意第5号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第5号固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

小山圭一氏を高鍋町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。本案につきまして御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。これから、同意第5号を起立によって採決します。本件に同意することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、同意第5号固定資産評価員の選任につきましては、同意することに決定いたしました。

----- . ----- . -----
日程第12. 議員派遣の件

○議長（永友 良和） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣

のとおり決定いたしました。

日程第13. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第13、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第14. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 日程第14、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第15. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 日程第15、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和4年第4回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員